

ごみ処理施設広域化支援の拡充について

【担当省庁】環境省

市町村における取組

(現状)

ごみ処理広域化に向け、広陵町・河合町を含む10市町村で構成する組合を平成28年度に設立し、令和7年5月の新施設稼働を目標に事業を進めている。

新ごみ処理施設への搬入については、交通環境負荷の低減を目指し、10t大型運搬車で搬入することとし、積み替えのための中継施設の整備を組合加盟の他市町村と連携して進めている。

ごみ処理広域化においては、広陵町のごみ固形燃料化(RDF)施設を含む7か所の焼却施設等を、新たな用地に建設する1施設に集約化した上で、3か所の旧焼却施設跡地(安堵町、三郷町、大和高田市)に中継施設を整備する予定であり、残り4か所は跡地利用なしの解体となる。

(課題)

解体撤去費の交付対象施設はごみ焼却施設のみとなり、広陵町のRDF施設は対象となっていない。

また、ごみ処理広域化により、10市町村から生じるごみ処理を1施設に集約することになるが、解体撤去費の交付対象施設数は、跡地を利用しない場合、整備焼却施設数の同数以下と定められている。

仮にRDF施設を交付対象としていただいたとしても、7か所の旧焼却施設等-1か所の新焼却施設-3か所の跡地利用施設=3か所の旧焼却施設等が解体撤去費の交付対象とならないため各自治体が担うことになり多額な費用負担となる状況である。なお、広陵町のRDF炭化施設を含む全施設の解体撤去に要する事業費は概算で約11億3千3百万円と多額の財政負担となる見込みとなる。

国にお願いすること

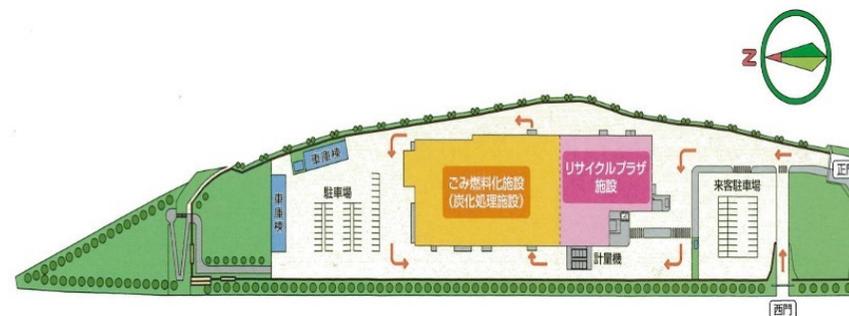
毎年、重複してお願いしている部分もあるが、現行の「循環型社会形成推進交付金制度」では、「旧焼却施設」の解体事業を交付対象事業としており、「RDF炭化施設(ごみ固形燃料化施設)」は、「焼却施設」に該当しないため、既存施設の解体事業は交付対象事業にならないとされている。

廃焼却施設の解体事業に対する国庫補助制度は、強化されたダイオキシンの排出規制に適合できず廃止したごみ焼却施設の解体事業から始まったと承知している。

ごみ焼却施設もRDF炭化施設も、解体時にはダイオキシン類ばく露防止対策が同様に必要であることを勘案すると、制度上の矛盾があると考えられるため、RDF炭化施設の解体撤去についても交付対象となるようお願いしたい。

併せて、ごみ処理広域化は、必然的に整備する施設数以上の解体撤去が伴うことになるため、解体撤去を新焼却施設整備に含めた一体的整備として捉え、整備する焼却施設と関連性・連続性がある全ての既存ごみ処理施設の解体撤去費を交付対象とし、一層のごみ処理広域化の促進が図れるよう交付金の拡充をお願いしたい。

また、交付対象となる際には、新焼却施設は新プラ法施行前に地域計画内に事業掲載していたことから、プラスチック資源の分別収集および再商品化に係る実施については、個別の事情を斟酌いただくようお願いしたい。



【参考】既存施設の配置図(広陵町)

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会